



基監発第 0717001 号  
平成 15 年 7 月 17 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長  
(公印省略)

トラック関係事業者に対する長時間労働を背景とした交通労働災害防止に  
関する緊急対策の実施に当たって留意すべき事項について

標記対策については、平成 15 年 7 月 17 日付け基発第 0717001 号 (以下「局長  
通達」という。) により指示されたところであるが、その実施に当たっては、下記の点に  
留意し、その対応に遺憾なきを期されたい。

#### 記

- 1 局長通達の記の「1 トラック関係事業者団体に対する緊急要請の実施」について  
本省においては、平成 15 年 7 月 17 日付けをもって、トラック関係事業者団体 (社  
団法人全日本トラック協会、日本貨物運送協同組合連合会及び陸上貨物運送事業労働  
災害防止協会) に対して要請 (別添 1 要請書 (写) 参照) を行ったところである。  
各局においても、これらの団体の地方組織に対する集団指導や関係事業者に接触する  
機会をとらえて、局署幹部から、本件要請の趣旨を説明の上、要請に対する積極的な  
対応について指導を行うこと。
- 2 局長通達の記の「2 トラック関係事業者に対する緊急自主点検の実施」について  
ア 平成 15 年 2 月 18 日付け基発第 0218001 号「監督指導業務の運営に当たって留意す  
べき事項について」(以下「留意通達」という。) の記の 8 (1) において、自主点検又  
は集団指導を指示しているところであるが、今般の緊急対策においては、年間監督指  
導計画において自主点検を計画している場合には、できる限りこれを前倒して 7 月  
又は 8 月中に実施すること。  
また、集団指導を計画している場合には、できる限りこれを前倒して 7 月又は 8  
月中に実施することとし、その際に本件自主点検を併せて実施すること。なお、集団  
指導に代えて、本件自主点検のみを行うこととしても差し支えないこと。  
年間監督指導計画において自主点検及び集団指導を計画していない場合であって  
も、必要に応じこれを見直し、既存の事業主団体を活用する等効率的な方法により、  
本件自主点検を実施するよう努めること。  
イ 対象事業場の選定に当たっては、留意通達の記の 8 (1) に示されたとおり、新規参  
入事業者や既存の事業主団体に加入していない事業者をできる限り把握し、これらを  
対象に含めるよう努めること。  
ウ 自主点検表については、先般送付した「自動車運転者 (トラック) 労働条件自主点  
検表」を使用すること。(自主点検表が不足する場合には、早急に必要枚数を当課労  
働条件確保改善対策室改善係に電話連絡すること。)

ただし、各局において独自に自動車運転者の労働条件に係る自主点検表を作成している場合については、これを使用して差し支えないこと。

事業場に対する自主点検表の送付に当たっては、別添2の送付状（例）を参考として活用すること。

3 局長通達の記の「3 トラック関係事業者に対する一斉監督の実施」について

年間監督指導計画において、道路貨物運送業に係る自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導を計画している局においては、できる限り9月に集中してこれを実施すること。また、年間監督指導計画において道路貨物運送業に係る自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導を計画していない場合にあつては、管内事情を踏まえ、必要に応じこれを見直し、できる限り監督指導を実施するよう努めること。

なお、監督指導結果は本省において特別集計する都合上、監督結果等を入力する際に、「特別監督対象2」を自動車とし、10月15日までに労働基準行政情報システムに入力すること。

4 局長通達の記の「4 重大な交通労働災害を発生させたトラック関係事業者に対する厳正な対応」について

重大な交通労働災害発生情報を把握した場合には、災害発生地を管轄する局においては直ちに災害調査を実施するとともに、災害発生時の主要な原因となったトラックに係る事業場を管轄する局にその旨を速やかに連絡すること。当該事業場を管轄する局においては、速やかに当該事業場に対する監督指導を実施すること。

なお、関係局間においては、災害調査又は監督指導の結果について情報交換を行う等、密接な連携を図ること。

さらに、監督指導の結果、関係事業場に重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた場合には、積極的に司法処分に付す等厳正に対処すること。

基発第0717002号  
平成15年7月17日

社団法人全日本トラック協会 会長  
日本貨物運送協同組合連合会 会長  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長

トラック関係事業者に対する長時間労働を背景とした交通労働  
災害防止に関する緊急対策への協力要請について

平素より労働基準行政の推進について御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善及び交通労働災害の防止を図るため、労働基準関係法令、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準」といいます。)及び「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成6年2月18日付け基発第83号。以下「交通労働災害防止ガイドライン」といいます。)の遵守徹底等を図っているところです。

しかしながら、平成15年6月23日、愛知県新城市の東名高速道路において発生した大型トラックの運転者を含む15名が死傷した追突事故を始め、トラックが関係する重大な災害が相次いで発生しており、誠に憂慮すべき事態となっております。

トラックの事故は一度発生すれば労働者以外の者も巻き込む重大な災害につながることから、厚生労働省としましては、こうした事態を重く受け止め、トラック関係事業の交通労働災害防止に関する緊急対策を実施することとし、緊急自主点検の実施等について、別紙のとおり、都道府県労働局長に通達したところです。

つきましては、このような災害の再発防止を図るため、傘下会員に対し、労働基準法、改善基準及び交通労働災害防止ガイドラインの遵守の徹底等について周知を図られますようお願い申し上げます。

特に、上記事故においては、追突したトラックの運転者が勤務時間外に他の事業場において就労していたところですが、労働基準法上、事業場を異にする場合においても労働時間は通算することとされていることを踏まえ、適切な労働時間の把握・管理に努めるとともに、交通労働災害防止ガイドラインに基づき、走行前の点呼等の際に、自動車運転者が勤務時間外において十分な休養が取られているか等の体調確認を確実に行うよう、その周知について御配慮方お願い申し上げます。

基 署 発 第 号  
平成 15 年 7 月 日

事業者各位

労働基準監督署長

トラック関係事業者に対する緊急自主点検の実施について

平素より労働基準行政の推進について御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善及び交通労働災害の防止を図るため、労働基準関係法令、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号）及び「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 6 年 2 月 18 日付け基発第 83 号）の遵守徹底等を図っているところです。

しかしながら、平成 15 年 6 月 23 日、愛知県新城市の東名高速道路において発生した大型トラックの運転者を含む 15 名が死傷した追突事故を始め、トラックが関係する重大な災害が相次いで発生しており、誠に憂慮すべき事態となっております。

トラックの事故は一度発生すれば労働者以外の者も巻き込む重大な災害につながることから、厚生労働省としましては、こうした事態を重く受け止め、トラック関係事業の交通労働災害防止緊急対策として、緊急自主点検を実施することとしました。

つきましては、別添の「自動車運転者（トラック）労働条件自主点検表」による自主点検を実施のうえ、点検結果報告書を当署に報告いただきますようお願い申し上げます（報告書の提出は郵送、FAX 等で結構です。不明な点がありましたら、下記担当者までお尋ね下さい）。

報告提出先      ○○労働基準監督署  
                         ○○市○○町○丁目○番○号  
                         電話 111 - 111 - 1111  
                         FAX 111 - 111 - 1112  
担当者            ○○課    ○○○○  
提出期限        平成 15 年    月    日